

消費税率引上げに備える
消費税軽減税率制度説明会

松戸税務署及び鎌ヶ谷市商工会では、事業者を対象に消費税の軽減税率制度に関する説明会を開催します。

消費税の軽減税率制度は、平成31年10月1日からの消費税率の10%への引き上げと同時に実施されます。

軽減対象品目の取り扱いがある消費税の課税事業者だけでなく、例えば、会議費や交際費として飲食料品等を購入する事業者や、消費税の免税事業者も、取扱商品の適用税率の確認や適用税率ごとの区分経理など、制度の実施に向けた準備が必要となり、多くの事業者に関係ある制度ですので、ぜひ説明会にお越しください。

日時 平成31年3月19日（火）

18:00～18:30

場所 鎌ヶ谷市商工会館 3階会議室

講師 松戸税務署職員

内容 軽減税率制度の概要としくみについて

受講料 無料

定員 40名 ※ 定員になり次第、締め切りとさせていただきます。

問合せ 鎌ヶ谷市商工会 TEL 047-443-5565 FAX 047-442-1493

下記にご記入の上 FAX.047-442-1493 までお申込み下さい

「消費税軽減税率制度説明会」受講申込書

事業所名			
住所		TEL	—
受講者名			

※ご記入いただいた情報は、当会からの各種連絡・情報提供の他、研修会参加者の実態調査・分析のために利用させていただきます。